

○富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地条例

平成17年4月1日

富山市条例第189号

改正 平成17年9月30日富山市条例第335号

平成26年3月28日富山市条例第22号

平成27年9月25日富山市条例第51号

平成31年3月26日富山市条例第29号

(設置)

第1条 挑戦する意欲をもって新たに独立開業しようとする者を支援し、もって地域経済の発展に寄与するため、富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地（以下「企業団地」という。）を設置する。

(位置)

第2条 企業団地の位置は、富山市四方荒屋497番地8とする。

(指定管理者による管理)

第2条の2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に企業団地の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第2条の3 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 企業団地の施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (2) 企業団地の作業棟（以下「作業棟」という。）を使用する者の企業診断及び経営指導に関する業務
- (3) 作業棟の使用料の徴収に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、企業団地の管理に関し市長が必要と認める業務

(使用対象業種)

第3条 企業団地の使用対象業種は、製造業その他市長が特に認める業種とする。

(使用対象者)

第4条 作業棟を使用することができる者は、次に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 市内に住所を有する者その他市長が特に必要と認める者であること。
- (2) 前条に規定する業種の企業に勤務し、又は勤務していた者であること。
- (3) 新たに独立して前条に規定する業種の事業を開業する者であること。

(使用の承認)

第5条 作業棟を使用しようとする者は、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、使用の承認をしようとするときは、あらかじめ、富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地使用資格審査委員会に諮問し、その意見を聴くものとする。

3 第1項の承認には、企業団地の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の承認期間)

第6条 作業棟の使用を承認する期間は、5年とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを更新することができる。

(使用料)

第7条 作業棟の使用料は、床面積が100平方メートル以下の作業棟については月額55,000円、100平方メートルを超える作業棟については月額82,500円とする。ただし、使用期間が1月に満たないときは、日割計算による。

2 前項ただし書の規定による使用料の額に5円未満の端数があるとき

は、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

(費用負担)

第8条 企業団地の施設の修繕に要する費用は、市の負担とする。ただし、規則で定める軽易な修繕に要する費用は、第5条第1項の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)の負担とする。

2 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。

- (1) 電気、ガス及び水道の使用料
- (2) ごみ等の処理に要する費用
- (3) 共同施設の維持管理に要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定した費用

(使用者の義務)

第9条 使用者は、作業棟を善良な管理者の注意をもって使用するとともに、事業活動において、公害防止等の環境保全に努めなければならない。

(特別の設備等)

第10条 使用者は、作業棟に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けて自己の負担により行わなければならない。

(転貸の禁止)

第11条 使用者は、作業棟の全部又は一部を転貸してはならない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、企業団地の施設を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(原状回復)

第13条 使用者は、使用を終了したとき(次条の規定により使用の承認を取り消されたときを含む。)は、速やかに自己の負担において作業棟を原状に回復し、返還しなければならない。

(使用の承認の取消し)

第14条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 第4条の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第5条第3項の規定による承認の条件に違反したとき。
- (3) 使用料を3月以上滞納したとき。
- (4) 第9条から第12条までの規定に違反したとき。
- (5) 正当な理由によらないで、1月以上作業棟を使用しないとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が公益上特に必要があると認めるとき。

(富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地使用資格審査委員会)

第15条 市長の諮問に応じ、企業団地の使用資格を審査するため、富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地使用資格審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員10人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員及び商工業者を代表する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の富山市ハイテク・ミニ

企業団地条例（昭和61年富山市条例第23号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月30日富山市条例第335号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日富山市条例第22号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、第1条の規定による改正前の富山市ハイテク・ミニ企業団地条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成27年9月25日富山市条例第51号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、改正後の富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成31年3月26日富山市条例第29号）

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第7条に1項を加える改正規定は、同年4月1日から施行する。